

諫早市立有喜小学校 いじめ防止基本方針

【目指す児童像】

「やさしく かしく たくましく」
～仲間と共に 地域と共に 未来を拓く児童の育成～
(徳)やさしい子 (知)かしい子 (体)たくましい子

【いじめ防止対策委員会】

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織である。

- いじめ防止等の取組の実施や年間計画の作成・実施・検証・改善の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いのある情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録, 共有を図る役割
- いじめに対して組織的に対応するための中核としての役割

等を担う。

〈構成メンバー〉

(校内)校長, 教頭, 教務主任, 生活指導主任, (低・中・高学年代表), 養護教諭, 心のケア相談員, SC
(校外)学校運営協議会委員(必要に応じて招集) ※学校運営協議会での報告・検討

年2回開催(その他, 必要に応じて開催)

【PTAとの連携】

- ・有喜小学校基本方針の周知及び学校におけるいじめの現状を報告(PTA総会・学級分会・学校運営協議会等)
- ・いじめの防止に向けた取組について協議(各学級分会)
- ・地区懇談会(6月)でいじめについての現状報告と情報収集
- ・スマホ・インターネット等に関する研修会の実施
- ・学校評価における「いじめ防止」に向けた取組の評価
- ※必要に応じて保護者説明会を実施

【関係機関との連携】

- ・地区民生・児童委員連絡協議会(毎月一回開催)の場がいじめに関する情報(現状報告)を提供し, その改善に向けたアドバイス等をもらう。
- ・市教育委員会・少年センター等への報告・相談(事案発生時)

【児童会】

- ・代表委員会の年間活動(議題)の中に「いじめの防止に向けた取組」(仮称)を計画し, 全校での実践内容について年度当初に話し合う。
- ・代表委員会の場で, 取組状況の報告と各学級の実態等について確認する。
- ・人権集会に向けた計画の中にいじめ根絶に向けた取組を取り入れることにより, いじめ根絶に対する全校児童の意識高揚を図る。

【いじめ問題への取組】

〈いじめの防止について〉

- ・いじめ対策委員会の設置
- ・いじめについての正しい認識を保護者・児童に徹底する。(いじめは絶対に許されない, いじめをはやし立てたり, 傍観したりする行為もいじめと同じ行為であり, 許されない。)
- ・道徳教育・人権教育等を活用し, 「思いやりのある心豊かな児童」の育成を目指す。「いじめ防止教育」の推進。
- ・代表委員会の場でいじめ根絶に向けた全校での取組について話し合い, それを基に各学年で実践。
- ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を活用し, いじめ防止や生命尊重等に関する道徳の授業や取組の実践(学校開放・授業公開)
- ・家庭・PTA・地域との協議会を設定(PTA総会・PTA企画会・学級分会・学校支援会議・民生児童委員連絡協議会等)
- ・各社会体育等の指導者に対し, クラブ(部)内での「いじめ防止」に向けた指導と監督をお願い。

〈いじめの早期発見について〉

- ・教職員による日々の観察
 - ・生活指導連絡会(毎月実施)の活用(いじめ問題の共通理解)※必要に応じて「いじめ対策委員会」(校内)を実施
 - ・児童へのアンケートを実施(毎月)
 - ・教育相談(児童)・保護者面談の実施
 - ・心のケア相談員の活用について児童・保護者へ周知(PTA総会・学級分会・学校便り・ホームページ)
 - ・悩み相談窓口(担任・心のケア相談員・養護教諭・管理職)を保護者・児童へ周知(学級分会・学校便り・ホームページ)※心のケア相談員の勤務日を保護者等へ周知
- ※その他、必要に応じて専門機関に相談

〈いじめに対する措置について〉

- ・教職員・児童・保護者への聞き取り調査等による情報収集
- ・当該児童(加害・被害児童)への対応(担任・心のケア相談員・管理職) ※必要に応じてSCを活用
- ・専門機関の活用(少年センター等)
- ・再発防止に向けた職員会議・校内研修の実施

〈重大事態発生時の対応〉

- ・保護者・児童・教職員等からの訴え・報告 →市教育委員会へ一次報告, 同時に全職員へ緊急報告
緊急職員会議(関係児童についての情報収集, 取るべき手立て等について) →関係保護者へ連絡
市教育委員会へ関係児童に関する情報及び今後の対応等について報告 →当該職員への指導及び援助(全職員で対応) →事後の状況確認・記録・経過報告(市教育委員会・保護者)
※SC等の活用
 - ・当該児童(加害・被害)及びその保護者への対応(聞き取り調査及び今後の対応についての話し合い)
 - ・全校児童への対応(各学級)※必要に応じて面談を実施
 - ・保護者会の開催(必要に応じて)※PTA役員との協議で決定
 - ・学校におけるいじめ相談の窓口・マスコミ対応の一本化(教頭)
- ※学校便り・ホームページで窓口及び連絡先を周知(Tel(職員室)28-2004 (校長室)28-3184

《いじめに対する対応の流れ》

(1)「いじめ問題の発見

- ・保護者からの訴え、児童からの訴え、連絡
- ・教師の発見 など

(2)すぐに対応する。(担任、学年主任)

- ①事実関係を把握し、報告する。
(生活指導主任・教務主任・教頭→校長)
- ②共通理解し、今後の対応について検討する。
(いじめ防止対策委員会で検討する)
(校長の指導)

(3)必要に応じて関係機関との連携を図る。

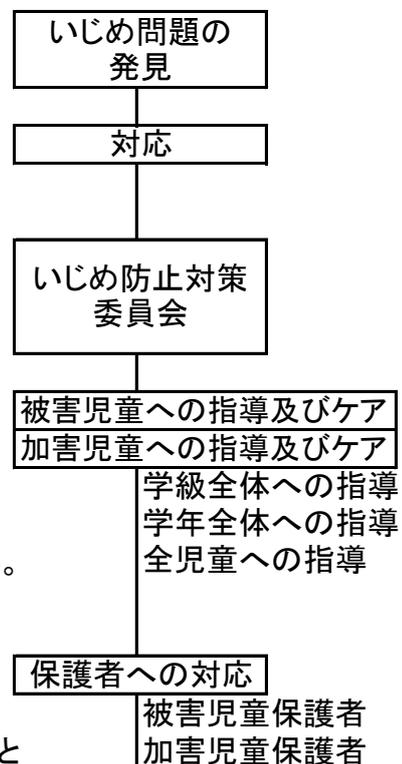
市教育委員会、市少年センター

(4)被害児童、加害児童への指導をする。

状況によっては、学級、学年全体への指導を進める。
(学級担任、生活指導主任)

(5)保護者への対応を行う。

- (担任、生活指導主任、教務主任、教頭)
- ①被害児童保護者…実情とこれまでの指導の経過と



今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。
 ②加害児童保護者…事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

PTAとの協力
 関係機関との連携

(6)状況によっては、PTA等にも説明し、協力を得る。

児童への指導を
 継続

(7)指導を継続する。随時、指導の経過を報告する。

対 応

(8)事態が改善されない場合は、再度対応策を検討し、対応する。

指導の継続

【年間計画】

4月	・第1回いじめ防止対策委員会(校内)の開催 ・アンケート ・いじめ防止基本方針についての共通理解(全職員) ・学校基本方針(いじめ防止基本方針)を保護者等へ周知(PTA総会時に説明, 学校便り・ホームページでの周知等)	○生活指導連絡会(毎月1回) ○いじめ防止に関する校内研修会
5月	・代表委員会:「いじめ防止」に関する取組について ※スローガン作成等 ・アンケート	○終礼・職員会議の活用
6月	・アンケート	
7月	・教育相談(児童)・個人面談(保護者対象:夏季休業中)の実施 ・地区別懇談会	※必要に応じて, 面談を実施
8月	・いじめ防止に関する校内研修会, 教育相談・個人面談の報告会	○いじめ防止に関する校内研修会
9月	・代表委員会:「いじめ防止」に関する取組について状況報告 ・アンケート	
10月	・代表委員会:人権集会での取組内容について ・アンケート	
11月	・人権集会 ・アンケート	
12月	・学校評価アンケートの実施(いじめ防止についての項目を設定)	
1月	・第2回いじめ防止対策委員会(校内)の開催 ・アンケート	
2月	・学校支援会議での報告, 保護者への報告 ・アンケート	
3月	・取組の検証と次年度の取組内容についての検討会 アンケート	